

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年6月12日)

【 件 名 】

- 第9期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会の設置について
(長寿社会課)・・・2

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
(感染症対策課)・・・3

- 障害福祉サービス事業者の指定取消処分について
(西部総合事務所県民福祉局)・・・4

福 祉 保 健 部

第9期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会の設置について

令和5年6月12日
長寿社会課

標記計画は3年を1期としており、今年度は計画策定年度となります。
計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療福祉関係者、被保険者、保険者で構成する計画策定委員会において意見を聴くこととしており、このたび、5月29日に標記委員会を設置し、第1回の委員会を開催しました。

1 鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会の概要

組織：委員会には認知症分科会及び介護人材確保分科会を置き、これらの分野については、分科会での議論を尊重し、計画策定に反映させる。※認知症本人は、認知症分科会の議論に参加していただく予定。

第9期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会

認知症分科会

介護人材確保分科会
(介護人材確保対策協議会)

委員：22名

分野	所属	役職	氏名(敬称略)		分野	所属	役職	氏名(敬称略)	
学識 経験	鳥取大学地域学部	教授	竹川 俊夫		保健・ 医療・ 福祉	(一社)とっとり東部権利擁護支援センター(アドサポ)	代表	垣屋 福二良	
	鳥取大学大学院医学系研究科	教授	竹田 伸也	委員長		(社福)鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	副部長兼主幹	辻中 順子	
保健・ 医療・ 福祉	①(医)乾医院	①院長	乾 俊彦	認知症分科会	(一社)鳥取県薬剤師会	常任理事	小林 康治		
	②(医)鳥取県東部医師会	②監事		認知症分科会	(一社)鳥取県歯科医師会 公衆衛生委員会	委員長	國竹 洋輔		
	①(公社)鳥取看護協会	①在宅支援部長	鈴木 妙		(一社)鳥取県歯科衛生士会	顧問	高場 由紀美	認知症分科会	
	②鳥取県訪問看護支援センター	②所長			(公社)鳥取県栄養士会	会長	福田 節子		
	鳥取赤十字病院外科	外科部長	山代 豊		三朝町社会福祉協議会	生活支援コーディネーター	宮脇 広憲		
	①鳥取県老人保健施設協会	①副会長	田中 彰		被保 険者	①(公社)鳥取県認知症の人と家族の会鳥取県支部	①代表	吉野 立	認知症分科会
	②(医)賛幸会・(社福)賛幸会	②理事長				②鳥取県認知症コールセンター	②センター長		
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	大橋 茂樹		行政	岩美町健康福祉課	課長	居組 栄治	
	日本認知症グループホーム協会鳥取県支部	会員	今島 勝大			倉吉市長寿社会課	課長	山辺 章子	
	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	会長	徳田 和秀			境港市福祉保健部長寿社会課	次長兼課長	片岡 みゆき	
鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太	副委員長						
(一社)鳥取県介護福祉士会	会長	大塚 一史							

2 第1回委員会の概要

第9期の基本目標及び重点課題、計画の体系について協議を行った。

○基本目標 (案)

行政・住民が一体となって、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域をつくる

○重点課題に係る課題と主な取組の方向性 (案)

①介護予防・フレイル対策の強化、②介護人材の確保、③認知症施策のステージアップ、④地域包括ケアシステムの進展、⑤介護サービスの量と質の確保

○委員からの主な意見

- ・フレイル対策は、フレイル予防・重度化予防の両側面があるが、より早い段階で取り組むことが重要。
- ・災害対応関係も重点項目に入れてはどうか。 等

3 今後のスケジュール

令和5年	6月～	計画素案作成開始 (⇒計画策定委員会で審議。計5回開催予定)
	7月	厚生労働省が基本指針(案)を提示
	10月～	市町村等ヒアリング及び市町村介護保険事業計画との調整
	12月	パブリックコメントの実施
令和6年	2月	計画最終案を作成
	3月	県民への周知

新型コロナウイルス感染症への対応について

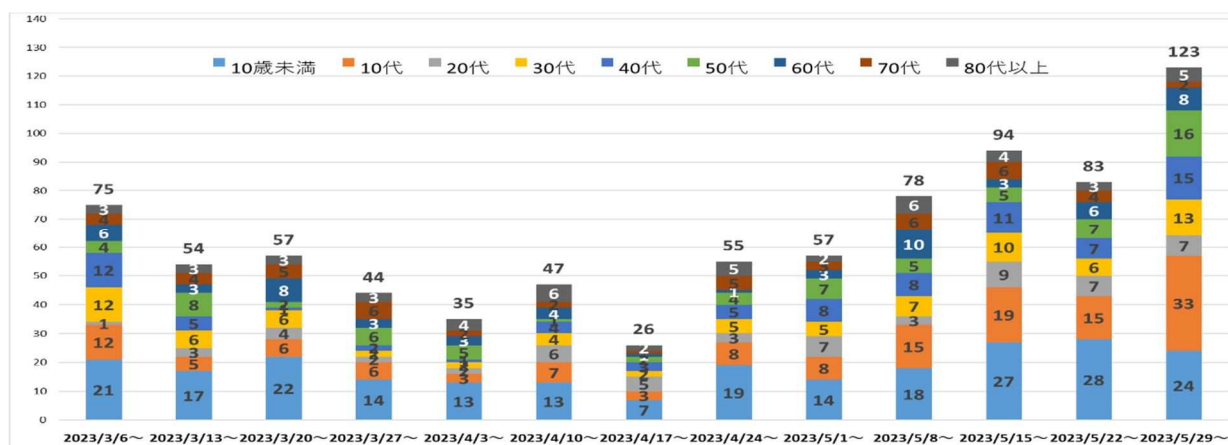
令和5年6月12日
感染症対策課

県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、4月中旬からゆるやかに増加傾向を示し、5月下旬からは、集団感染事例も継続的に発生しています。

入院状況について、中等症Ⅱ以上の患者の入院受入れを基本とする即応病床の使用状況、全体の入院患者数は、6月以降増加傾向ですが、中等症Ⅱの患者の大きな増加はみられません。今後の感染拡大に備え、医療体制の確保に着目した新たな新型コロナ警報の発令基準を暫定的に設定し、状況に応じて速やかに発令する等、必要な注意喚起を行っていきます。

1 県内における感染状況

(1) 定点医療機関の新規患者報告数の推移（年代別）



※定点医療機関の内訳：小児科定点 19 医療機関及び内科定点 10 医療機関

(2) 5月8日以降の集団感染事例発生状況（10人以上）

公表日	発生施設	地域	陽性者数
5月24日	保育所	鳥取市	12名
5月29日	医療機関	米子市	14名
5月31日	高齢者福祉施設	八頭郡	23名
6月6日	保育所	倉吉市	15名
6月7日	医療機関	鳥取市	15名

公表日	発生施設	地域	陽性者数
6月7日	高齢者福祉施設	倉吉市	16名
6月7日	社会福祉施設	倉吉市	11名
6月7日	社会福祉施設	倉吉市	12名
6月7日	高齢者福祉施設	米子市	14名

2 今後の感染状況に応じた県民への注意喚起の方針

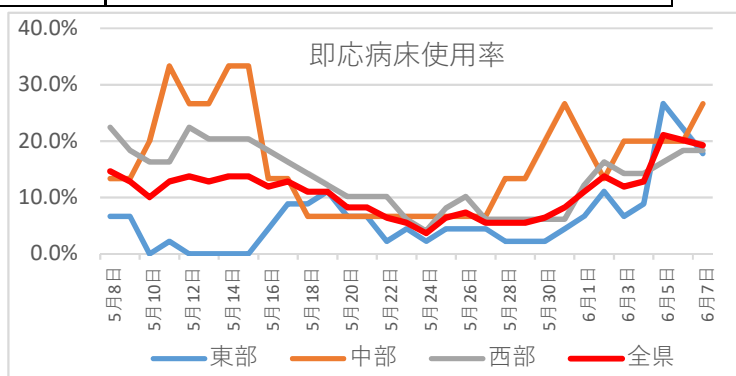
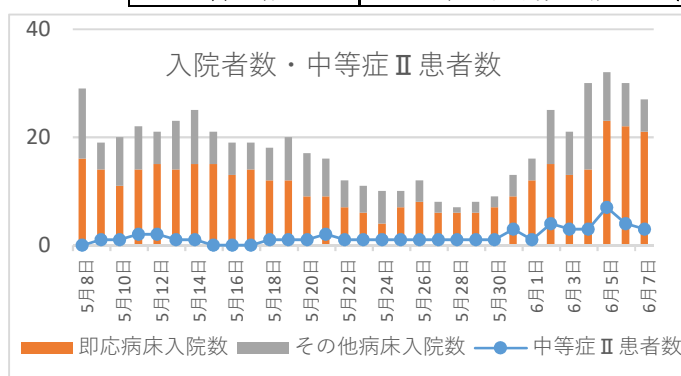
- ・新型コロナ警報について、「命と健康を守るために必要な医療体制の確保」に着目し、新たな発令基準を暫定的に設定する。
- ・新規陽性者数等に基づく地区別の流行状況について、毎週発表し、適切な注意喚起を発出する。

＜新型コロナ警報の新たな発令基準＞

〔発令区域〕全県

〔発令・解除〕発令目安に加え、各種のモニタリング項目も考慮し、県版CDCで総合的に判断

発令区分	発令目安 (中等症Ⅱ以上の患者数)	その他の項目
注意報	即応病床数の概ね 20%超	全入院者数、即応病床使用率、新規感染者数等
警報	即応病床数の概ね 40%超	



※医療機関等情報支援システム（G-MIS）入力情報より

障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

令和5年6月12日
西部総合事務所県民福祉局

合同会社幸照に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分を行いましたので報告します。

1 対象事業者(法人)・事業所

事業者 (運営法人) ・ 事業所	運営法人名称(所在地)	合同会社 幸照(日野町舟場241-2)
	事業所名称(所在地)	アヴニール幸照(上記同じ)
	事業種別	就労継続支援B型(令和2年8月1日指定) 定員20人
	法人代表者	代表者 西村 偉 (にしむら すぐる)
	事業所管理者	西村 偉

※「就労継続支援B型」とは、障害者総合支援法に定める指定障害福祉サービス事業所のうち、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。受け入れたサービスの内容に応じて、国、県、市町村、利用者が費用を負担する。

2 指定取消年月日 令和5年8月31日（指定取消処分の決定日：令和5年6月9日）

※指定取消年月日については、今後他の事業所等での障がい福祉サービスの提供を希望する利用者に対する事業所の移行などの支援調整の期間を考慮した日程とする。

3 指定取消の理由

(1) 訓練等給付費の不正受給（法第50条第1項第5号に該当）

- ・法人代表者は、令和4年5月から同年10月までの間の事業所開所日延べ332日において、利用者5名に係る支援の実態がないにもかかわらず事業所を利用したという虚偽の記録を自ら作成し、給付費を不正に請求し受領した。

(2) 監査時の虚偽報告（法第50条第1項第6号に該当）

- ・監査において、作成した虚偽の記録を報告（提示）した。

4 指定取消に至った経緯

令和4年12月15日に同事業所において、市町と合同で実地指導（計画訪問調査）を行ったところ、給付費の請求実績と事業所保管の記録内容について疑義事項を確認したため、その場で監査に切り替え、関係資料により利用者の利用状況を調査するとともに、関係者からの聞取を行った。

令和5年5月18日に行政手続法による聴聞を実施し、この結果に基づき、指定取消しの行政処分を決定した。

〈参考〉不正受給額の返還

当該事業者が不正に受給した給付費の額（2,603,310円）については、当該事業所の利用者の支給決定権者が返還を求める（法第8条第2項の規定により不正に当該事業者が受領した額に加え、加算金40パーセントを支払わせることができる）。

（市町の請求額一覧）

市町名	不正受給対象利用者数	不正受給額	加算金の額	合計
米子市	1名	313,600円	125,440円	439,040円
南部町	1名	235,090円	94,036円	329,126円
伯耆町	3名	2,054,620円	821,848円	2,876,468円
計	5名	2,603,310円	1,041,324円	3,644,634円